

厚生労働省発老0401第9号
令和7年4月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業交付要綱」により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区並びに一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別 紙

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金 （介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）交付要綱

（通 則）

- 1 令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 市町村（特別区並びに一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）において、人口減少地域及び中山間地域等の中核的な介護予防等の拠点の整備に向けて、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を支援するとともに、介護（介護予防の取組を除く。以下同じ。）、障害、子育て、生活困窮分野における地域の支援機能の充実に関する取組に係る経費を補助し、これらの取組を検証することで、効果的な介護予防並びに地域の支え合いの拠点の在り方及び支援方策を明らかにすることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、令和7年4月1日老発0401第8号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業実施要綱」に基づき、市町村が実施する介護予防の取組を継続的に実施及び充実させるための基本機能を整備するとともに、拡充機能として介護、障害、子育て又は生活困窮分野における地域づくりに向けた支援の取組を実施する拠点を整備する事業を対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、会議費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事費又は工事請負費及び工事事務費、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、需用費（修繕料）	10 / 10

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含

む。)には、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 6 市町村長(特別区長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合代表を含む。以下同じ。)は、この補助金の交付を受けるため、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣が別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告について、市町村長は、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度6月末日(ただし、5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過し

た日。)までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式第 1

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業） 調書

令和 7 年度厚生労働省所管

(市町村名)

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳出予算科目	交 付 決 定 額 の	補助率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	支 出 済 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付決定通知書に示した事業区分名も記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出にあつては、前記 1 国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分名を記入する場合において、これに対応する経費が目の内訳に係るときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申 請 額 金 円

（添付書類）

- 1 介護保険事業費補助金所要額調（別紙1）
- 2 実施計画書（別紙2）
- 3 内訳書（別紙3）
- 4 歳入歳出予算書（見込書）抄本

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業） 所要額調

								(市町村名)	
種目	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	備考	補助率
	A 円	B 円	(A-B)C 円	D 円	E 円	F 円	G 円		
介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業									10/10

- 1 **E欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 **F欄**には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 **G欄**には、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）実施計画書

1. 基本情報（令和7年4月1日時点）

市町村名							
総人口							
高齢者（65歳以上）人口							
高齢化率（高齢者数／総人口）							
要介護認定率	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

2. 実施計画書

①事業名		
②事業実施目的		
③地域の現状及び課題（対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状 ・課題（対策） 	
④見込まれる効果		
⑤事業内容 ※市町村による直接実施でない場合（委託等）は、「実施体制」の欄に実施者を記載ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制 ・取組内容 	
⑥事業実施予定場所 （施設名、施設所在地、施設種別）	施設名： 施設所在地： 施設種別：	
⑦国庫補助所要額	千円	
⑧事業実施予定期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
⑨事業成果の活用方法		
⑩評価指標（任意）	（実施前）	
	（実施後）	

※本様式中への記載が困難な場合は別紙（様式任意）にて提出すること

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
 （介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業） 内訳書

（市町村名）

経 費 区 分	対象経費支出 予定額（円）	内 訳
報酬 賃金 報償費 旅費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 会議費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事費 工事請負費及び 工事事務費 備品購入費 需要費		
合計	0	

※複数の事業を実施する場合はそれぞれの費用がどの事業に要する費用なのか判別できるように記載してください。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）の変更交付申請について

標記について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

申 請 額

追加交付・交付決定一部取消申請額	金	円
（内訳）国庫補助金既交付決定額	金	円
変更後国庫補助金所要額	金	円

（添付書類）

- 1 介護保険事業費補助金（追加交付・交付決定一部取消）所要額調（別紙1）
- 2 実施計画書（別紙2）
- 3 内訳書（別紙3）
- 4 歳入歳出予算書（見込書）抄本

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）
 （追加交付・交付決定一部取消） 所要額調

											(市町村名)	
種目	総事業費	寄付金その 他の収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	国庫補助 額	国庫補助 額	既交付決定額	追加交付額 (一部取消額)	備考	補助率	
	A 円	B 円	(A-B)C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	(G-H)I 円			
介護予防・地域ささえあいサ ポート拠点整備モデル事業											10/10	

- 1 **E欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 **F欄**には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 **G欄**には、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）実施計画書

1. 基本情報（令和7年4月1日時点）

市町村名							
総人口							
高齢者（65歳以上）人口							
高齢化率（高齢者数／総人口）							
要介護認定率	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

2. 実施計画書

当初計画から変更になった内容について判別できるように記載してください。

①事業名		
②事業実施目的		
③地域の現状及び課題（対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状 ・課題（対策） 	
④見込まれる効果		
⑤事業内容 ※市町村による直接実施でない 場合（委託等）は、「実施体制」 の欄に実施者を記載ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制 ・取組内容 	
⑥事業実施予定場所 （施設名、施設所在地、施設種別）	施設名： 施設所在地： 施設種別：	
⑦国庫補助所要額	千円	
⑧事業実施予定期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
⑨事業成果の活用方法		
⑩評価指標（任意）	（実施前）	
	（実施後）	

※本様式中への記載が困難な場合は別紙（様式任意）にて提出すること

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
 （介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）内訳書

（市町村名）

経 費 区 分	対象経費支出 予定額（円）	内 訳
報酬		
賃金		
報償費		
旅費		
消耗品費		
燃料費		
食糧費		
印刷製本費		
光熱水費		
会議費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事費		
工事請負費及び 工事事務費		
備品購入費		
需要費		
合計	0	

※複数の事業を実施する場合はそれぞれの費用がどの事業に要する費用なのか判別できるように記載してください。

※当初計画から変更になった費用について判別できるように記載してください。

番
年
月
日

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

精 算 額 金 円

（添付書類）

- 1 介護保険事業費補助金精算書（別紙1）
- 2 事業実施報告書（別紙2）
- 3 精算内訳書（別紙3）
- 4 歳入歳出決算書（見込書）抄本

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）精算書

種目	(市町村名)											備考	補助率
	総事業費	寄付金 その他 の収入 額	差引額	対象 支 出 額	基準額	国庫補助 額	国庫補助 額	交付決定額	国庫補助 額	差引過 不足額			
	A 円	B 円	(A-B)C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	(I-G)K 円			
介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業													10/10

- 1 **E欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 **F欄**には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 **G欄**には、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）
事業実施報告書

1. 基本情報（令和7年4月1日時点）

市町村名							
総人口							
高齢者（65歳以上）人口							
高齢化率（高齢者数／総人口）							
要介護認定率	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

2. 実施計画書

①事業名							
②事業実施目的							
③地域の現状及び課題（対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状 ・課題（対策） 						
④事業内容 ※市町村による直接実施でない 場合（委託等）は、「実施体制」 の欄に実施者を記載ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制 ・取組内容 						
⑤事業実施場所 （施設名、施設所在地、施設種別）	施設名： 施設所在地： 施設種別：						
⑥国庫補助精算額	千円						
⑦事業実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで						
⑧得られた効果							
⑨事業成果の活用方法							
⑩評価指標（任意）							（実施前）
							（実施後）

※本様式中への記載が困難な場合は別紙（様式任意）にて提出すること

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業） 精算内訳書

（市町村名）

経 費 区 分	対象経費実支 出額（円）	内 訳
報酬		
賃金		
報償費		
旅費		
消耗品費		
燃料費		
食糧費		
印刷製本費		
光熱水費		
会議費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事費		
工事請負費及び 工事事務費		
備品購入費		
需要費		
合計	0	

※複数の事業を実施した場合はそれぞれの費用がどの事業に要する費用なのか判別できるように記載してください。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和7年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発老 第 号により交付決定があった令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）について、令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）交付要綱第5の（7）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。